

第3回 入学時誓約書等における保証人の責任極度額に関するアンケート調査結果

公益社団法人 私学経営研究会

調査期間：2020年6月11日～6月30日

調査対象：590法人

回答法人数：82法人（13.9%）

回答のあった法人の設置校の内訳

| 設置校 | 校数 |
|------|-----|
| 大学 | 57 |
| 短大 | 28 |
| 高校 | 57 |
| 中学校 | 39 |
| 小学校 | 7 |
| 幼稚園 | 29 |
| 専門学校 | 15 |
| 合計 | 232 |

調査 1 保証人の損害賠償の極度額の定めについて

| | 極度額の定め | 大 | 短 | 高 | 中 | 小 | 幼 | 専 |
|---|----------------------------------|----|----|----|----|---|----|----|
| ア | 極度額を定め、誓約書に具体的な金額を入れる | 14 | 4 | 14 | 10 | 0 | 0 | 2 |
| イ | 極度額を定めるが、誓約書に具体的な金額を入れない | 5 | 6 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| ウ | 極度額を定める予定だが、金額や根拠は未定 | 11 | 4 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| エ | 検討中 | 19 | 12 | 22 | 16 | 4 | 12 | 10 |
| オ | 極度額を定めない（保証契約は無効となり保証人に請求はできません） | 3 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| カ | 保証人の誓約書をとっていない又は誓約書に損害賠償の文言がない | 5 | 1 | 9 | 4 | 3 | 14 | 2 |
| キ | 該当なし（設置校なし） | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| ク | 検討も何もしていない | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ケ | 施設型給付を受ける幼稚園のため、あえて設けていない | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 合計 | 57 | 28 | 57 | 39 | 7 | 29 | 15 |

調査 2 (調査 1 でアを回答) 極度額の具体的な金額・根拠について

大学

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 140 万円・100 万円/1 年あたりの学納金の金額 | 1 |
| 2 | 368 万円、4 年間の学費（授業料、教育充実費）相当額 | 1 |
| 3 | 学 部：600 万円 学費等の 4 年分 大学院：400 万円 学費等の 2～3 年分 | 1 |
| 4 | 学科によって異なるが、授業料+施設費+諸費の 4 年間分の額 | 1 |
| 5 | 1,315,000 円（年間学納金相当額） | 1 |
| 6 | 限度額 600 万円（1 年当たりの学費相当額） | 1 |
| 7 | 誓約書裏面記載の授業料及び教育充実費の 4 年分の極度額の範囲で連帯保証するものとする。 | 1 |
| 8 | 大学に最大期間在学した場合の授業料その他納付金の合計額を上限とする。 なお、4 年間合計として、4,632,300 円、留年等生じた場合、1 年ごとに、1,155,000 円、最大 8 年という内容を保証書裏面に表形式で記載。 | 1 |
| 9 | 在籍中の学納金（授業料及び教育・施設充実費）の合計額とし、別表にて学納金を表示する。 | 1 |
| 10 | 800 万円、学費（一番高額な学科）4 年分 | 1 |
| 11 | 150 万円、1 年間分の学費相当額 | 1 |
| 12 | 年間の学費（141 万円など学部毎に記載） 2021 年度入学生から定める予定 | 1 |
| 13 | 4 年間の学費相当額、看護学科 650 万円、その他の学科 400 万円 | 1 |
| 14 | 工学部他：5,600,000 円・看護学科：6,760,000 円・臨床工学科：5,960,000 円 など 根拠：授業料 4 年分 | 1 |

短大

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 短大に最大期間在学した場合の授業料その他納付金の合計額を上限とする。なお、2 年間合計として、2,162,750 円、留年等生じた場合、最大 2 年間の授業料その他納付金を徴収する旨を保証書裏面に表形式で記載。 | 1 |
| 2 | 在籍中の学納金（授業料及び教育・施設充実費）の合計額とし、別表にて学納金を表示する。 | 1 |
| 3 | 150 万円、1 年間分の学費相当額 | 1 |
| 4 | 190 万円、2 年間の学費相当額 | 1 |

高校

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 設置校によって異なるが、授業料+諸費の 3 年間分の額を丸くした額。 | 1 |
| 2 | 500 万円 ・校納金及び校納金にかかる遅延損害金 ・学校施設設備備品などに損害を与えた場合の損害賠償金及びその遅延損害金 | 1 |
| 3 | 20 万円（5 ヶ月分の授業料等） 50 万円（校内施設・設備等の損害賠償） | 1 |
| 4 | 寮生以外：80 万円（年間学納金） 寮生：150 万円（年間学納金+年間寮費） | 1 |
| 5 | 200 万円（3 年間の学費相当額、器物損害賠償見込額、遅延利息） | 1 |
| 6 | 50 万円 | 1 |
| 7 | 100 万円（授業料および設備費等のほぼ上限） | 1 |
| 8 | 100 万円（1 年間の納付金相当額） | 1 |

| | | |
|----|--|---|
| 9 | 保証書に記載している学費の3年分 | 1 |
| 10 | 学校により異なる。詳細は次のとおり。 ・保証書には、極度額を定め(1年次300万円、2年次200万円、3年次100万円) 入学時の保証書には誓約書を併記する。金額の根拠は在学中の学費等相当額。 ・300万円、学納金相当額(3年間) ・300万円、学費等3年間合計+物品損害賠償額。 | 1 |
| 11 | 学則上の校納金相当額×3年間分。 | 1 |
| 12 | (複数校設置しているため)アの高校:各学科毎に卒業までの在籍期間で必要となる金額(誓約書の裏面に必要となる金額の一覧表を記載している) | 1 |
| 13 | 180万円、授業料・施設設備金・諸費等の生徒納付金の3年分、学内施設・備品などに損害を与えた場合の損害賠償金 | 1 |
| 14 | 授業料相当額 | 1 |

④ 中学校

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 250万円、授業料+諸費の3年間分の額を丸くした額 | 1 |
| 2 | 500万円 ・校納金及び校納金にかかる遅延損害金 ・学校施設設備備品などに損害を与えた場合の損害賠償金及びその遅延損害金 | 1 |
| 3 | 20万円(5か月分の授業料等) 50万円(校内施設・設備等の損害賠償) | 1 |
| 4 | 80万円(年間学納金) | 1 |
| 5 | 100万円(授業料および設備費等のほぼ上限) | 1 |
| 6 | 100万円(1年間の納付金相当額) | 1 |
| 7 | 保証書に記載している学費の6年分(中高一貫校) | 1 |
| 8 | 学校により異なる。詳細は次のとおり。 ・保証書には、極度額を定め(1年次300万円、2年次200万円、3年次100万円) 入学時の保証書には誓約書を併記する。金額の根拠は在学中の学費等相当額。 ・300万円、学納金相当額(3年間) ・300万円、学費等3年間合計+物品損害賠償額。 | 1 |
| 9 | 160万円、授業料・施設設備金・諸費等の生徒納付金の3年分、学内施設・備品などに損害を与えた場合の損害賠償金。 | 1 |
| 10 | 授業料相当額 | 1 |

小学校 該当なし

幼稚園 該当なし

専門学校

| | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 104万円/1年あたりの学納金の金額 | 1 |
| 2 | 未納学費 | 1 |

調査 3 (調査 1 でイを回答) 具体的な記載方法

大学

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 『入学手続きの手引き』にある入学金、授業料、施設整備維持費、実験実習料の在籍中の総額を限度とし、上記の者の学費納入に関わる一切の責任をお引き受けしますと記載。 | 1 |
| 2 | 4年分の学費相当額 | 1 |
| 3 | 学部毎に異なる金額(1年分の学費相当額)の表を保証書の下部分に表示で検討中 | 1 |
| 4 | 学内的には、「一年分の学費相当額」と決めたとうえで、学生誓書には金額を記載しないことを決めた。 | 1 |
| 5 | 「貴学に対する授業料その他の納付金について」と記載 | 1 |

短大

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 学費年額を掲載し、「在学期間中に要する額」と記載。 | 1 |
| 2 | 『入学手続きの手引き』にある入学金、授業料、施設整備維持費、実験実習料の在籍中の総額を限度とし、上記の者の学費納入に関わる一切の責任をお引き受けしますと記載。 | 1 |
| 3 | 1年分の学費相当額の表を保証書の下部分に表示で検討中 | 1 |
| 4 | 学内的には、「一年分の学費相当額」と決めたとうえで、学生誓書には金額を記載しないことを決めた。 | 1 |
| 5 | 学費2年分相当額 | 1 |
| 6 | 「貴学に対する授業料その他の納付金について」と記載 | 1 |

高校

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 学費月額を掲載し、「在学期間中に要する額」と記載。 | 1 |
| 2 | 3年分の学費(校納金)相当額 | 2 |
| 3 | 「授業料その他の諸経費は」と記載 | 1 |

④ 中学校

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 学費月額を掲載し、「在学期間中に要する額」と記載。 | 1 |
| 2 | 3年分の学費相当額 | 1 |
| 3 | 「授業料その他の諸経費は」と記載 | 1 |
| 4 | 令和3年度の授業料・校納金相当額 | 1 |

小学校 該当なし

幼稚園 該当なし

専門学校 該当なし

調査 4 (調査1でオ・力を回答) 定めない理由

大学

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 従前より「誓約書に損害賠償の文言がない」形としておりますが、これまで特に差支えありませんでしたので、改めて定めることはせず、そのままとしております。 | 1 |
| 2 | 形式的な誓約書で賠償の文言は出てきません。学園全体に性格もおとなしく、事が発生しにくい。事が起きそうな時点で退学・除籍になっていると思われる。 | 1 |
| 3 | 学費未納の場合は除籍となり、未納分を保証人から回収することは考えていない。その他の事案についても学生や保証人に対して損害賠償請求することは考えていない。 | 1 |
| 4 | 規程により期限までに納付しない者は除籍とするため | 1 |
| 5 | 在学誓書(誓約書)に、保証人の署名を求める趣旨が学生が起こした損害や学費等の弁済を求めるものではなく、勉学に専念し、学生の本分を踏み外さないよう、監督することを求めるものであるため。 | 1 |
| 6 | 今後も保証人に請求することはないため | 1 |
| 7 | 記入なし | 2 |

短大

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 形式的な誓約書で賠償の文言は出てきません。学園全体に性格もおとなしく、事が発生しにくい。事が起きそうな時点で退学・除籍になっていると思われる。 | 1 |
| 2 | 今後も保証人に請求することはないため | 1 |

高校

| | | |
|----|--|---|
| 1 | よほどのことがない限り、損害賠償の問題が生じないため。また、過去に例がないので定めない。 | 1 |
| 2 | 形式的な誓約書で賠償の文言は出てきません。女子教育ということもあり、学園全体に性格もおとなしく、事が発生しにくい。事が起きそうな時点で退学・除籍になっていると思われる。 | 1 |
| 3 | 学費未納の場合は除籍となり、未納分を保証人から回収することは考えていない。その他の事案についても生徒や保証人に対して損害賠償請求することは考えていない。 | 1 |
| 4 | 保証人の理解が得られない | 1 |
| 5 | 現行でも保証人の確保が難しいため | 1 |
| 6 | 保証人に対して損害賠償を請求しないため(保護者のみに請求しているため) | 1 |
| 7 | 規程により期限までに納付しない者は除籍とするため | 1 |
| 8 | 額は定めず、生徒に対して責任を負う立場の方に本校の損害を報告した上で、良識に則って対応して頂く。 | 1 |
| 9 | 保証人選任届の承諾書を提出させ、保証人の責任内容は「当該生徒の生活と教育に関する一切の責任を保護者と連帯していただく」。過去に生徒納付金の徴収不能心及び学校への損害がない。 | 1 |
| 10 | 保証人に損害賠償を求めなければならない事例がこれまではない。授業料等の納入については、法定代理人へ履行の催告を行えば、多少の履行延滞が生じる場合はあるが、最終的に債務不履行となる事例は極めて希である。 | 1 |
| 11 | 記入なし | 1 |

④ 中学校

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 額は定めず、生徒に対して責任を負う立場の方に本校の損害を報告した上で、良識に則って対応して頂く。 | 1 |
| 2 | 保証人選任届の承諾書を提出させ、保証人の責任内容は「当該生徒の生活と教育に関する一切の責任を保護者と連帯していただく」。過去に生徒納付金の徴収不能心及び学校への損害がない。 | 1 |
| 3 | 保証人に対して損害賠償を請求しないため（保護者のみに請求しているため） | 1 |
| 4 | 規程により期限までに納付しない者は除籍とするため | 1 |
| 5 | 保証人に損害賠償を求めなければならない事例がこれまではない。授業料等の納入については、法定代理人へ履行の催告を行えば、多少の履行延滞が生じる場合はあるが、最終的に債務不履行となる事例は極めて希である。 | 1 |
| 6 | 記入なし | 1 |

小学校

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 保証人に対して損害賠償を請求しないため（保護者のみに請求しているため） | 1 |
| 2 | 規程により期限までに納付しない者は除籍とするため | 1 |
| 3 | 今後も保証人に請求することはないため | 1 |

幼稚園

| | | |
|----|--|---|
| 1 | よほどのことがない限り、損害賠償の問題が生じないため。また、過去に例がないので定めない。 | 1 |
| 2 | 元々誓約書をとっていない | 3 |
| 3 | 園児や保証人に対して損害賠償請求することは考えていない。 | 2 |
| 4 | 規程により期限までに納付しない者は除籍とするため | 1 |
| 5 | 幼稚園児を契約主体とみなすには違和感があり、保護者が当然、支払義務を負うものと理解されるという判断。 | 1 |
| 6 | 保育料の債務者は法定代理人たる保護者であり、保護者にしか誓約書を求めていないため。 | 1 |
| 7 | 個別に誓約をする事が無いため | 1 |
| 8 | これまで誓約書は取っておらず、今後も取る予定はない。 | 1 |
| 9 | 令和元年10月より幼児教育無償化制度が始まり、定める必要性がない。 | 1 |
| 10 | 今後も保証人に請求することはないため | 1 |
| 11 | 記入なし | 2 |

専門学校

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 高校からの要望もあり保証人の誓約書は取っていません。 | 1 |
| 2 | 従前より「誓約書に損害賠償の文言がない」形としておりますが、これまで特に差支えありませんでしたので、改めて定めることはせず、そのままとしております。 | 1 |